

国保事業費納付金について（イメージ）

※詳細は引き続き地方と協議

- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額（医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分し、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈都道府県単位の保険料収納必要額〉 被保険者数と所得水準に応じて按分し、市町村ごとの医療費実績を反映したもので

〈按分方法〉

被保険者数に応じた按分額に

市町村ごとの医療費実績を反映

（医療費実績は、年齢構成の相違による差を調整したもの、複数年平均）

〈按分方法〉

所得水準に応じた按分額に

市町村ごとの医療費実績を反映

（医療費実績は、年齢構成の相違による差を調整したもの、複数年平均）

所得水準の高い都道府県ほど、割合大
（全国平均並の所得水準の場合、全体の50%）

- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。

